

長岡京市障がい者基本条例（仮称）の骨子について

条例全体について

〈事例・意見から〉

- ・ 条文はできるだけ平易な言葉で表現したい。（検討会議）
- ・ 京都府の条例は身近に感じられないため、市の条例はぜひ市民に知ってほしい。  
（7）－家族
- ・ 条例ができててもすぐ変わるわけではない。気長に、継続した啓発が大切。  
（6）－WS
- ・ 日常生活のいつもどこでも障がいのある人も一緒に暮らしている（共生）ということ意識できる条例にしたい。（検討会議）
- ・ 障がいがあることで選択肢が限られることが普通ではないという意識を共有したい。（検討会議）

**前文** : 条例制定の背景、目的、理念を述べ、決意を明らかにする。

○前文を通して、共生社会の実現に向けた長岡京市の姿勢を示す。

《事例・意見から》

- ・障がい者福祉についてのこれまでの歩みを振り返り、後退りはしないぞ、という決意を明記してほしい。 (5) 一 家族会

《検討のポイント》

- ・前文に明記すべき具体的内容、文言

～総則的規定～

1. 目的、基本理念：条例の目的、条例の根本的な考え方を定める。

＜事例・意見から＞

- ・誰でも声をかけ合えるまちになってほしい。 (6) ワークショップ
- ・健常者もいつ自分が障がい者になるか分からない。 (7) 当事者
- ・知的障がい者にとって「自分らしい」生活という意味は難しい。(7) 家族

＜検討のポイント＞

- ・具体的な文言の検討

※「障害者権利条約」、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」における目的や理念規定を踏まえる。

○基本的人権の尊重

○共生社会の推進

○障がいのある人の自立と社会参加の促進

○障がいを理由とする差別の解消

○社会的障壁の除去

○障がいの有無にかかわらず安心して暮らす。

○自分らしく生きる。

○地域の一員として住みつづける。

## ～総則的規定～

2. **定義** : 解釈の疑義を生じさせないため、条例に用いる用語を定義する。

## ○「障がい者」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## ○「社会的障壁」

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう

## ○「市民」 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

## ○「事業者」 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

## 《事例・意見から》

- ・「合理的」とは誰のためのものか。当事者にとっての合理的であるべきなので、支援者にとって都合のいい解釈をされないようにしてほしい。（7）一家族会

## 《検討のポイント》

- ・定義すべき用語の検討（市独自に定義づけすべき用語など）

## ～総則的規定～

**3. 責務：** 目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するもの。

## ◆「市の責務」

## ≪事例・意見から≫

- ・ 行政との意見交換の場を継続して持ってほしい。 (5) 一 家族
- ・ 新庁舎を建設する際にはユニバーサルデザインに配慮すべき。 (7) 一 行政
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、同じように経験の機会が保障されるようになってほしい。(6) 一 家族
- ・ 市役所からの郵送物には点字を打って分かるようにしてほしい。(3) 一 当事者
- ・ 障がいのある人のみの集まりがあることで良しとしないしてほしい。障がいのある人もない人も一緒に交流することでお互いの理解が深まる。 (7) 一 WS

## ◆「市民等の責務・役割」

## ≪事例・意見から≫

- ・ 心のバリアフリーが生み出されるよう、障がいに対する理解・啓発や障がいのある人とない人の交流が継続して行われることが必要。 (5) 一 WS
- ・ 障がいのある人とない人が普段から一緒に活動する機会を持つことで自然と障がいへの理解や接し方が身に付くと思う。 (6) 一 当事者
- ・ 道を尋ねたとき、聞こえないことを伝えると伝え方に困ったのか立ち去ってしまう人がいた。 (3) 一 当事者
- ・ 駅で券売機の操作が分からずもたもたしていたときに後ろの人から「はよせんかい！」と言われ、ショックを受けて以降、外出が億劫になった。(3) 一 当事者
- ・ 電車事故が発生して車内アナウンスが聞き取れずに困っていたら、隣にいた人が丁寧に状況を教えてくれて安心し、嬉しかった。(3) 一 当事者
- ・ 障がいに対する理解が広がることで、心のハードルをどんどん下げてほしい。(6) 一 WS

## ≪検討のポイント≫

- ・ 責務を定める主体の範囲
- ・ 責務、役割として規定すべき内容

～実体規定①～ 差別の解消と合理的配慮のとりくみ

4. 差別の禁止

：何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(※障害者基本法第4条より一部引用)

4. 虐待の禁止 : 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(※障害者虐待防止法第3条より引用)

《事例・意見から》

- ・ 保育所の入所申請の際、市の窓口で「障がい児を抱えて働いている例はない」と言われ、3歳児になってやっと入所できた。 (3) 一家族
- ・ 知的障がいのある子どもを連れて小児科の待合室にいたら、そばにいた親子が「怖いからあっちに行ったらあかんよ。」と言っていた。 (3) 一家族
- ・ 家族がどこにも助けを求められずに、DVや自殺、虐待につながる事例がある。 (1) 一家族

《検討のポイント》

- ・ 「差別の禁止」「不利益取扱いの禁止」等、表現方法の検討

～実体規定①～ 差別の解消と合理的配慮のとりくみ

5. 障がい理解の啓発 : 市民等の障がい理解の促進を図る。

〇市は、市民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、特に、障がいへの理解の不足から生じる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行うものとする。

《事例・意見から》

- ・障がいのある人をどうサポートしたらいいのかわからない。 (1) -WS
- ・話の内容をなかなか聞き取れず、3回聞き直してもわからない時は、遠慮して分かったふりをしてしまう。 (1) -当事者
- ・コンビニや小売店など日常生活に身近なところに啓発してほしい。 (5) -家族
- ・子どもの頃から障がいについての教育をしてほしい。 (2) -WS、当事者
- ・施設側からの事前の説明が店員に共有されていたおかげで、子どもが通う施設の近くのコンビニでとても丁寧な対応を受けた。安心して社会と接する機会があると嬉しい。 (3) -家族
- ・障がい者自身が外へ出て姿を見せ、知ってもらうことが大切。 (2) -当事者
- ・外見では判断できない障がいもあるため、偏見を持たずに相手を理解しようとする気持ちが育まれるような啓発をしてほしい。 (5) -当事者

《検討のポイント》

- ・啓発活動の具体性をどれだけ盛り込むか。

## ～実体規定①～ 差別の解消と合理的配慮のとりくみ

## 6. 社会参加の促進 : 障がいのある人の社会参加を促進する。

## 《事例・意見から》

- ・障がいのある人とない人が交流できる場、話し合える場がほしい。(2)－WS
- ・障がいのある人もその人に応じた役割で力を発揮してほしい。(6)－団体
- ・障がいのある人とない人が「支援する人」「支援される人」という立場でなく、対等な関係で関われる場面を増やしたい。(文化やスポーツなど)(6)－家族
- ・個人の能力の開花には機会の創出が大切。(6)－団体
- ・車いす使用者はエレベーターの設置がない施設は利用できない。(3)－当事者
- ・自身の障がい特性を周囲に伝え、知っておいてもらうことで、自分が全うできる役割を任せ、力が発揮できる。(2)－当事者
- ・パソコンを使った在宅での作業など仕事の枠組みを整理し直すことで、障がいのある人でも仕事を継続できるようになるのではないか。(5)－事業者
- ・知的障がい者は経験の幅が狭くなりがち。体験の広がり的好奇心も広がる。(自転車を通所するようになり天気予報を見るようになった。)(5)－家族
- ・自閉症の人が描いた絵の色使いが素晴らしく驚かされたことがある。一緒に活動する中で学ぶことがあると感じる。(2)－団体

## 《検討のポイント》

- ・盛り込むべき事項の検討
- ・分野ごとに個別に規定するか。

## 【分野】

相互理解、権利擁護、保健・医療、保育・教育、生活支援、生活環境、雇用・就労、防災、芸術文化・スポーツ 等

## ～実体規定①～ 差別の解消と合理的配慮のとりくみ

**7. 合理的配慮の提供・提供の支援**

**: 合理的配慮の提供に努める。市民や事業者が合理的配慮を行うことができるように情報提供、助言を行う。**

## 《事例・意見から》

- ・ お店のバリアが解消され、色々なお店に行きやすくなるという。(6) - 当事者
- ・ 障がいについての知識や関わり方について情報提供を受けたい。(5) - 団体
- ・ 車イスなど行政からの貸与があれば来訪者に貸し出したい。(5) - 事業者
- ・ スーパーで魚を買った時に、店員が調理の手間を心配して魚をさばいてくれ、気遣いがとても嬉しかった。(3) - 当事者
- ・ 仕事は音声コミュニケーションが中心のため、障がい（難聴）によって業務上のやりとりが困難になり仕事を続けられなくなった。(3) - 当事者
- ・ 美容院の入口に段差があるが、店員さんが車イスを持ち上げて対応してくれる。(3) - 当事者
- ・ 高齢や障がいのある人など、体力のない参加者がいる場合、歩くペースを遅くしたり、観光するコースを短くする等の調整をしている。(3) - 団体
- ・ 視覚障がいのある人への案内で、どう説明しようか迷っていたが、付添いの人から「鳥居を手で触ってみては」と助言を受け、手で触れて感じてもらうことができた。(3) - 団体
- ・ 耳マークの設置された喫茶店があり、安心して利用できた。(3) - 当事者

## 《検討のポイント》

- ・ 合理的配慮の提供と、そのための支援についての規定

## ～実体規定①～ 差別の解消と合理的配慮のとりくみ

## 8. 情報・コミュニケーション支援

：障害の特性に応じた情報提供、コミュニケーションの支援

## 《事例・意見から》

- ・病院の受付などで簡単な手話を覚えてほしい。 (4) 一当事者
- ・投票所に会場の見取り図があって良かった。 (1) 一家族
- ・音声ガイドが聞こえないため、文字情報を充実してほしい。 (4) 一当事者
- ・エレベーターに点字だけでなく音声ガイドを付けてほしい。 (3) 一当事者
- ・窓口での手続き時、筆談を交えて説明してもらい理解できた。 (3) 一当事者
- ・社会参加に必要な情報全般について保障してほしい。 (5) 一当事者
- ・窓口にはホワイトボードやメモなど、書いて説明する体制を整えてほしい。 (4) 一当事者
- ・自治会の会議に参加したとき、磁気ループの設置がなく、小さい声で話されたため、会議の内容が理解できなかった。 (3) 一当事者

## 《検討のポイント》

- ・盛り込む事項の検討

～実体規定②～ 差別事案を解決するしくみ

9. 相談 10. 助言、あっせんの申し立て  
：相談に応じ、解決を図るための体制づくり

＜検討のポイント＞

- ・相談体制のしくみ（相談、助言、あっせん）

11. 協議会 ：条例に基づく取組みを推進するための体制づくり

＜検討のポイント＞

- ・地域協議会等の設置
- ・実施状況の公表、評価など